

H16. 2.26

第11回協議会

新市(富山市)のサービスと負担 改訂版

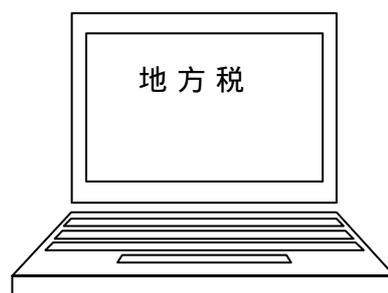
～ 住民の皆さんへ ～

富山地域合併協議会

富山地域合併協議会では、新市・富山市の誕生に向けて、二千数百項目の様々な事務事業について、鋭意、検討協議を行っています。これまでに、協議が終了した事務事業（協議会において協議中の事業を含む。）の中で、特に住民の皆さんの暮らしに深くかかわる「サービス」と「負担」についてお知らせします。

1 税金（地方税）について（協議中）

地方税については、次のとおり、取り扱うことになります。



(1) 市町村民税

市町村民税は、県民税と合わせて住民税と呼ばれ、個人の負担する「個人住民税」と、会社などが負担する「法人住民税」とがあります。

①個人市町村民税 ⇒ 市町村内に住所を有する個人に対して課税するもので、市町村の人口区分に応じて納める「均等割」と個人の所得に応じて納める「所得割」があります。

◎均等割

均等割の標準税率は、人口50万人以上の市が年額3,000円、人口5万人以上50万人未満の市が年額2,500円、その他の市町村が年額2,000円となっています。

富山市	大沢野町・大山町・八尾町 婦中町・山田村・細入村	新市
年額 2,500円	年額 2,000円	年額2,500円になります。ただし、平成17年度は、旧市町村の人口区分によります。

◎所得割

所得割は、所得金額を基礎とし算定します。

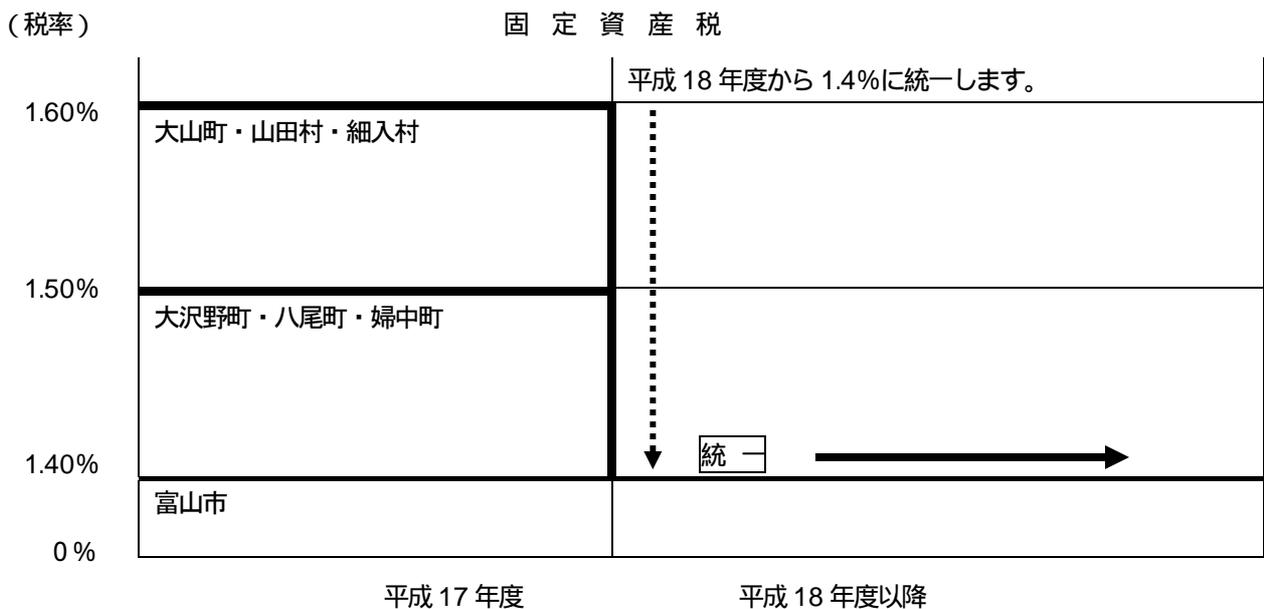
富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新市
200万円以下の金額 3%	現行のとおり、変わりません。普通徴収の納期は、6月、8月、10月、1月に統一します。
200万円を超える金額 8%	
700万円を超える金額 10%	

(2) 固定資産税

固定資産税は、1月1日現在、市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税するものです。



富山市	大沢野町・八尾町	大山町・婦中町・山田村・細入村	新市
1.4%	1.5%	1.6% (婦中町は平成 16 年度から 1.5%)	①税率は、平成 18 年度から 1.4%に統一します。 ②ただし、平成 17 年度の税率は、旧 7 市町村の税率が適用されます。 ③納期は、4 月、7 月、12 月、2 月に統一します。

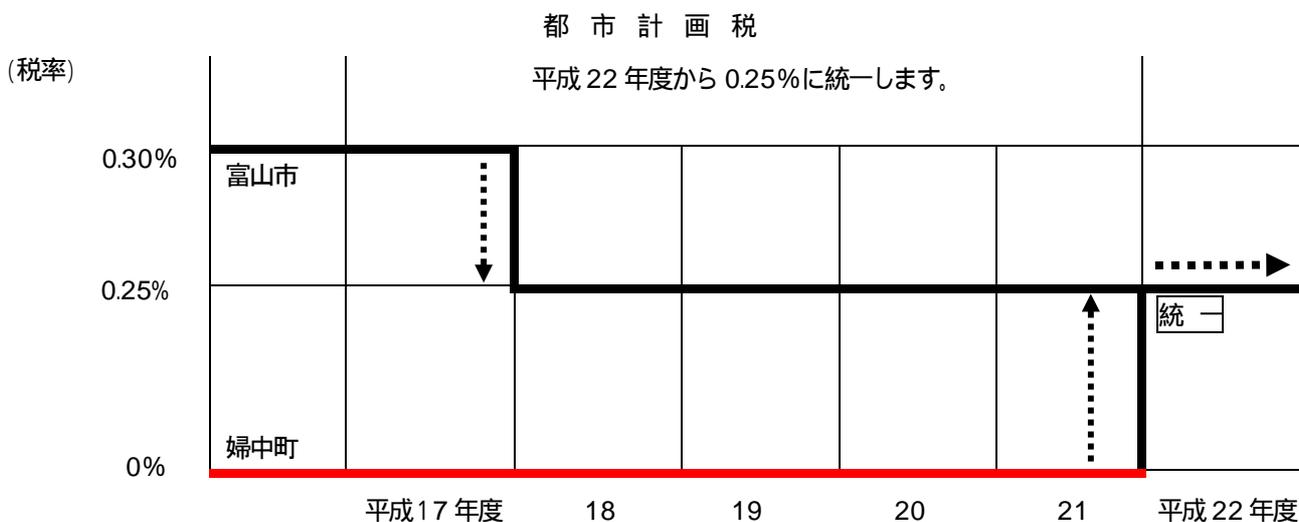


(3) 都市計画税

都市計画税は、1月1日現在、市町村内の市街化区域に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税する目的税です。

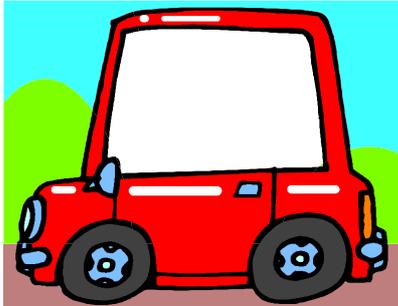


富山市・婦中町	大沢野町・大山町・八尾町・山田村・細入村	新市
富山市 税率：0.3% 市街化区域：67.78 km ² 婦中町 課税していない 市街化区域：4.53 km ²	該当区域なし	①富山市と婦中町の市街化区域が課税対象となります。 ②税率は、平成22年度から0.25%に統一されますが、富山市については、平成18年度から適用されます。 ③婦中町は、平成17年度から平成21年度まで課税されません。 ④納期は、4月、7月、12月、2月とします。



(4) 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在において、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して、主たる定置場所在の市町村において課税するものです。



富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新市
◎原動機付自転車 50cc 以下 1,000 円、90cc 以下 1,200 円、90cc 超 1,600 円、三輪 20cc 超 2,500 円	現行のとおり、変わりません。
◎軽自動車 二輪 2,400 円、三輪 3,100 円、四輪以上（乗用営業用）5,500 円、四輪以上（乗用自家用）7,200 円、四輪以上（貨物営業用）3,000 円、四輪以上（貨物自家用）4,000 円	納期は、5月に統一します。
◎小型特殊自動車 農耕用 1,600 円、その他 4,700 円	
◎二輪小型自動車 4,000 円	

(5) 特別土地保有税

特別土地保有税は、5,000㎡（山田村・細入村は10,000㎡）以上の土地の所有又は取得に対して課税するものです。ただし、税制改正により、平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われないことになっています。

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町	山田村・細入村	新市
5,000㎡以上の土地の所有（保有分）又はその取得（取得分）に対して課税。 平成15年度以降、課税停止	10,000㎡以上の土地の所有（保有分）又はその取得（取得分）に対して課税。 平成15年度以降、課税停止	平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行わないことから、現行のとおり、変わりません。

(6) 入湯税

市町村内の鉱泉浴場における入湯客に対して課税する目的税です。

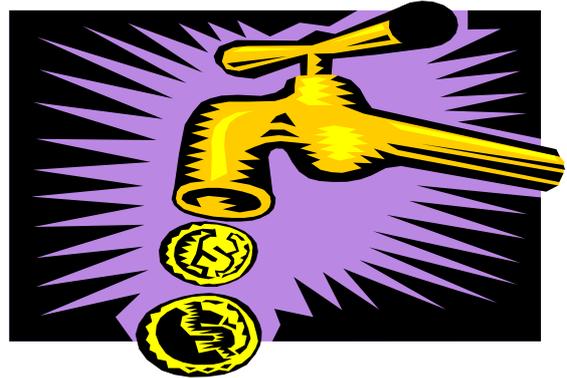


富山市・大沢野町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	大山町	新市
1人1日(1泊2日を含む.): 150円	1泊2日: 150円 日帰り: 50円	入湯客1人1日につき(1泊2日を含む。)、150円に統一します。

2 水道・簡易水道料金について(協議中)

水道・簡易水道料金(大沢野町の簡易水道、山田村の小規模水道を除く。)は、富山市の料金体系に統一します。

ただし、新市の料金が旧町村の料金表で計算された金額(旧町村料金)を上回る場合は、平成19年度まで軽減措置を講じます。



◇旧町村料金を上回る場合の料金

新市の料金 - (新市の料金 - 旧町村料金) × 減免率

※減免率=平成17年度60%、平成18年度40%、平成19年度20%

- 大沢野町の簡易水道、山田村の小規模水道については、現在の料金体系を継続し、新市において统一到努めます。
- メーター使用料は、合併時に廃止し、無料になります。
- 水道加入金は、現行の富山市の体系を基本に統一します。



参考 一般家庭用口径 20mm で1か月 30 m³使用した場合の月額の水道・簡易水道料金

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
3,020円	3,334円	4,050円	4,800円	4,510円	7,258円	6,660円

合併後

・大沢野町簡易水道料金1,300円～2,350円(税込み) ・山田村の一部の小規模水道料金1,300円(税込み)

3 下水道使用料・受益者負担金について(協議中)

下水道使用料は、当分の間、現行のとおり変わりません。合併後、なるべく早い時期に料金体系を検討し、統一していきます。また、受益者負担金も、現行のとおり変わりません。



【下水道使用料：一般汚水】

区分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	新市
料金体系	基本料金+従量制					定額+人数割 (420円/1人当たり)	現行の使用料体系をそれぞれの地区に適用し、合併後に、統一化を図ります。
基本料金	920円	1,000円	1,350円	1,500円	1,600円	2,100円	
超過料金 1m ³ 当り	逦増制	定額制	逦増制			無	
	6段階 (126円～270円)	120円	3段階 (160円～210円)	2段階 (150円～160円)	2段階 (160円～180円)	無	
普及率	85.3%	64.3%	92.2%	32.0%	33.1%	70.3%	

注1) 細入村は、未供用のため、掲載していません。

注2) 大沢野町、山田村の料金は、税込みの金額です。

参考 一般家庭・1カ月 30 m³使用した場合の月額の下水道料金

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
3,440円	4,600円	4,550円	4,500円	4,800円	3,360円	-

注) 山田村については、3人世帯で積算。大沢野町、山田村の料金は、税込みの金額です。

【受益者負担金】

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	新市
面積割	均等割	均等割(用途別)	面積割	均等割	均等割(用途別)	合併後も、現行の制度をそれぞれの地区で適用します。
単位負担金 9区分 1㎡当たり 94円 ～490円	1戸当たり 200,000円	一般住宅とそれ以外で区分 ①公共下水道区域 100,000円～110,000円及び 130,000円～ ②特環公共下水道区域 200,000円～220,000円及び 260,000円～	①汚水源のある宅地 120,000円 +300円/㎡ ②汚水源のない宅地 300円/㎡	一般住宅とそれ以外で区分 350,000円 ～500,000円	一般家庭・事業所・宿泊施設、医療施設等の用途別に区分 250,000円 ～800,000円	

4 国民健康保険事業について(協議中)

国民健康保険は、加入者が医療に要した費用の一定割合を保険者である市町村が支出する制度で、加入者1人ひとりが負担する保険料(税)などを財源としています。

現在、7市町村の保険料(税)等は、医療費や財政状況など各地域の状況に応じてそれぞれ定められているため、保険料(税)率に違いがあります。



- 費用徴収は、「保険料」になります。
- 保険料は、平成20年度に統一します。それまでの期間は、旧市町村ごとに段階的に調整します。
- 保険料の納付回数は、12回(4月から翌年3月まで)とします。

区分	現 行							新 市
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
料・税	保険料	保険税						保険料とします。
納 期	12回	8回			9回	8回	9回	12回とします。
賦 課 限度額	53万円(法定)							法で定める額の範囲内とします。
軽減割合	7割・5割・2割		6割・4割	7割・5割・2割	6割・4割	7割・5割・2割		7割・5割・2割とします。
応益割合	47.8%	46.2%	39.6%	51.7%	40.0%	53.2%	50.1%	45%~55%とします。
一人当たり賦課額	81,851 (円)	68,569 (円)	75,974 (円)	58,778 (円)	73,921 (円)	51,459 (円)	48,176 (円)	平成20年度から統一保険料とします。

注1) この表には、介護分は含んでいません。

2) 一人当たりの賦課額は、15年度のものです。

3) 軽減割合とは、一定の所得以下の場合、加入者の均等割と平等割が軽減される割合です。

4) 応益割合とは、保険料(税)額(所得割・資産割と均等割・平等割)に占める均等割・平等割の割合です。

参考 国民健康保険料(医療分・年額)のモデルケース

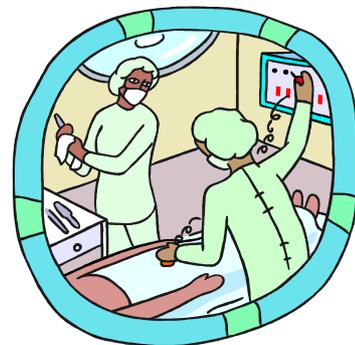
①どちらか1人だけ給与収入、又は年金収入がある二世帯を設定。

②7市町村の現行保険料(税)額は、平成15年度の料(税)率で算出。

③所得階層区分を、A 33万円以下(※1)

B 100万円(※2)

C 200万円で設定



注) 現行4町村において資産割を課税していることから、資産割が課税されない場合は、括弧内の額となります。

【A 33万円以下の場合】

(円)

現 行							新 市	
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	合併時	平成20年度(見込み)
24,840	27,540 (18,900)	50,770 (25,200)	19,500	42,970 (23,600)	22,790 (18,300)	14,100	17年~19年度は不均一の保険料	23,400

※1) 均等割・平等割の7割軽減適用(大山町・婦中町は現行の6割軽減適用)をしています。

【B 100万円の場合】

(円)

現 行							新 市	
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	合併時	平成 20 年度 (見込み)
124,530	107,280 (98,640)	144,180 (118,610)	92,200	127,280 (107,910)	100,190 (95,700)	67,750	17年~19年度は 不均一の保険料	120,020

※2) 均等割・平等割の2割軽減適用(大山町・婦中町は現行の2割軽減適用なし)をしています。

【C 200万円の場合】

(円)

現 行							新 市	
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	合併時	平成 20 年度 (見込み)
228,090	191,880 (183,240)	227,180 (201,610)	165,200	200,280 (180,910)	182,390 (177,900)	122,150	17年~19年度は 不均一の保険料	221,620

5 保育料について(協議中)

保育料は、保護者の所得税額等に応じて決まるものです。現在、7市町村の保育料は、国の示す所得税額等に応じた保育料の徴収基準額を参考に、それぞれ独自に定めているため、保育料に違いがあります。

- 保育料は、平成22年度に統一します。
- それまでの期間は、旧市町村ごとに段階的に調整します。



区分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新 市
階層区分	15階層	7階層	17階層	7階層	10階層	7階層	7階層	平成22年度に国の基準と同じ7階層にします。
徴収割合	79.9%	75.6%	81.5%	71.1%	75.2%	42.7%	57.8%	平成22年度に国の徴収基準額の概ね75%とします。
3歳以上児の保育料最高額	31,500 (円)	29,000 (円)	38,100 (円)	27,600 (円)	29,000 (円)	26,000 (円)	30,000 (円)	平成22年度に統一することとし、それまでの期間は、旧市町村が所管していた保育所群を単位として、段階的に調整していきます。
3歳未満児の保育料最高額	53,600 (円)	44,000 (円)	52,800 (円)	30,300 (円)	50,000 (円)	30,000 (円)	44,000 (円)	
保育料階層区分認定月	7月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	平成17年度から7月とします。

参考 父母と子ども1人の家族で、父母の所得税の合計額が60,000円の場合の保育料



父の収入が400万円 所得税額 55,000円

母の収入が120万円 所得税額 5,000円

所得税額の合計 60,000円

子どもの年齢が3歳以上の場合	現行の保育料	国の徴収基準額	27,000円	}	平成22年7月からの保育料 20,200円 (見込み)
		富山市	23,700円		
		大沢野町	20,400円		
		大山町	24,300円		
		八尾町	20,000円		
		婦中町	21,000円		
		山田村	11,500円		
		細入村	18,000円		

子どもの年齢が3歳未満の場合	現行の保育料	国の徴収基準額	30,000円	}	平成22年7月からの保育料 22,500円 (見込み)
		富山市	26,500円		
		大沢野町	22,600円		
		大山町	28,100円		
		八尾町	22,000円		
		婦中町	25,000円		
		山田村	16,000円		
		細入村	21,000円		

(注) 平成22年7月からの保育料(見込み)については、平成15年度の国の徴収基準額を基礎に徴収割合を75%とした場合の額です。なお、今後の国の徴収基準額の変更により増減する可能性があります。

6 幼稚園保育料について(協議中)

- 幼稚園保育料は、当分の間、現行どおりとします。



富山市・大沢野町・大山町・八尾町	婦中町	山田村・細入村	新市
保育料月額 8,000円	保育料月額 9,000円	幼稚園なし	現行のとおり、新市に引き継ぎ、5年で統一料金を設定します。

7 学校給食費等について（協議中）

- 学校給食費の集金方法や月額・年額の給食費は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に、統一を図ります。



富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新市
①集金方法 10ヵ月集金	①集金方法 11ヵ月集金	①集金方法 11ヵ月集金	①集金方法 11ヵ月集金	①集金方法 11ヵ月集金	①集金方法 11ヵ月集金	①集金方法 11ヵ月集金	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、統一します。
②月額 給食費 【小学校】 低学年 4,400円 中学年 4,650 高学年 5,000円	②月額 給食費 【小学校】 4,700円	②月額 給食費 【小学校】 4,300円	②月額 給食費 【小学校】 4,800円	②月額 給食費 【小学校】 4,700円	②月額 給食費 【小学校】 4,600円	②月額 給食費 【小学校】 4,700円	
【中学校】 5,650円	【中学校】 5,300円	【中学校】 4,700円	【中学校】 5,400円	【中学校】 5,300円	【中学校】 5,700円	【中学校】 5,200円	
【幼稚園】 3,900円	【幼稚園】 3,800円	【幼稚園】 3,400円	【幼稚園】 2,600円 (副食のみ)	【幼稚園】 3,900円	【幼稚園】 なし	【幼稚園】 なし	
③年額 給食費 【小学校】 低学年 44,000円 中学年 46,500円 高学年 50,000円	③年額 給食費 【小学校】 51,700円	③年額 給食費 【小学校】 47,300円	③年額 給食費 【小学校】 52,800円	③年額 給食費 【小学校】 51,700円	③年額 給食費 【小学校】 50,600円	③年額 給食費 【小学校】 51,700円	
【中学校】 56,500円	【中学校】 58,300円	【中学校】 51,700円	【中学校】 59,400円	【中学校】 58,300円	【中学校】 62,700円	【中学校】 57,200円	
【幼稚園】 39,000円	【幼稚園】 41,800円	【幼稚園】 37,400円	【幼稚園】 28,600円 (副食のみ)	【幼稚園】 42,900円	【幼稚園】 なし	【幼稚園】 なし	

8 火葬場等の使用料について（協議中）

- 火葬場使用料は、市民は、無料に減免されます。
- 斎場の管理運営は、現行どおり変わりません。（協議済み）



富山市・大山町	大沢野町・細入村	八尾町・婦中町・山田村	新市
富山市斎場を使用	大沢野斎場を使用	婦負斎場を使用 (婦負斎場組合)	火葬場使用料は、合併時に再編します。
13歳以上 10,000円	13歳以上 10,000円	12歳以上 10,000円	(1) 市民料金
12歳以下 8,000円	1歳以上 13歳未満 6,000円	12歳未満 6,000円	12歳以上 10,000円
死産 6,000円	1歳未満 4,000円	死産 4,000円	12歳未満 8,000円
産汚物類 3,000円	産汚物類 4,200円	身体の一部 4,000円	死胎 6,000円
富山市民は無料、大山町民は市民料金、 市外は5割増	住民以外は5割増 生活扶助世帯は 5割減免	産汚物類 4,000円	身体の一部 6,000円
(その他)		4,000円	*市民は無料に減免する。
立山町火葬協力金 : 1体500円		4,000円	(2) 市外料金
式場使用料 : 1回5,000円		4,000円	12歳以上 35,000円
会館(1回)		4,000円	12歳未満 21,000円
1階ホール(待合室) : 無料		4,000円	死胎 14,000円
2階 12.6㎡ : 1,500円		4,000円	身体の一部 14,000円
13.44㎡ : 1,500円		4,000円	*ただし、立山町は、市民料金の5割増 に減免する。
44.8㎡ : 2,500円		4,000円	胞衣産汚物焼却炉使用料については、富 山市の例により統合します。
3階 31.5㎡ : 2,000円		4,000円	富山市斎場の式場・会館使用料につい ては、現行のとおり新市に引き継ぎます。
65.28㎡ : 3,000円		4,000円	

9 119番通報について（協議中）

新市のどこから電話をかけられても、消防本部（富山市消防局）に直接つながるようになります。



10 定住促進支援事業について(協議中)

4市町村で実施されている定住促進支援事業は、現行どおり新市に引き継いだ上で、新市において、全市域を対象とした新たな支援策を策定し、定住促進を図ります。

富山市	大山町	八尾町	山田村	新市
<p><u>○ヤングファミリー住宅取得資金利子補給</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融公庫、年金資金運用基金、雇用・能力開発機構の融資を受ける、年齢合計が70歳以下の夫婦が住宅を新築等した場合 ・床面積が70㎡以上175㎡以下 <p>②補助金額：年6万円(上限)</p> <p>③補助期間：5年以内</p> <p><u>○都心居住推進</u></p> <p>都心地区(436ha)において優良賃貸住宅を建築する場合に補助</p>	<p><u>○新婚家庭住宅建築資金利子補給</u></p> <p>①対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれかが40歳未満の夫婦(婚姻後5年以内、又は、3年以内に婚姻予定)が住宅を新築等した場合 ・床面積が70㎡以上175㎡以下 <p>②助成金額</p> <p>年6万円(上限)</p> <p>③助成期間</p> <p>5年(最長)</p>	<p><u>○持ち家取得奨励事業</u></p> <p>①対象 床面積が75㎡以上</p> <p>②補助金額</p> <p>住宅を新築等した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内は、50万円 ・用途地域外で宅地購入し、3年以内に住宅を新築等した場合は50万円 ・上記以外は40万円 <p><u>○地域木造住宅供給推進事業</u></p> <p>①対象</p> <p>ウッドタウン内で公共施設を整備する場合</p> <p>②補助金：補助率2/3以下(1,000万円以内)</p>	<p><u>○定住促進支援金</u></p> <p>①対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に1年以上住所を有する、20歳以上40歳以下の者(転入・分家者のみ)が住宅を新築等した場合 ・床面積が70㎡以上 <p>②支援金額</p> <p>1棟50万円</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編します。</p>

11 その他の各種サービスと負担

《福祉・保健・医療関係》

① 小規模ケア施設の支援について(協議済み)

社会福祉法人やNPO法人などが、民家などを改修して行う小規模ケア施設の整備に対する助成を新市の全域で行います。

② 精神障害者への医療費助成について(協議済み)

入院期間が継続して2年を超える精神障害者に対する助成を新市の全域で行います。

③ 介護予防ふれあいサークルの地域運営への助成について(協議済み)



高齢者が相互に支え合う地域づくりを推進するために、地域の老人クラブが地域型在宅介護支援センターと協働して取り組む事業に対する助成を新市の全域で行います。

《生活環境関係》

- ① ねずみ及び衛生害虫の駆除について(協議済み)
防疫用機器の貸出しは、現行と変わりません。
また、薬剤の配布は、無料になります。



- ② ごみの収集について(協議済み)
ごみの収集回数等については、次のとおりになります。

区分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新市
可燃ごみ	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週3回	週3回	週2回
不燃ごみ	月2回	週1回	月2回	月2回	月2回	月1回 (1,2月なし)	月2回	月2回
空き缶	月2回	月2回	月1回	月2回	月2回	月1回 (1,2月なし)	月2回	月2回
空きびん	月2回	月2回	月1回	月2回	月2回	月1回 (1,2月なし)	月2回	月2回
ペットボトル	拠点回収	週1回	拠点回収	月2回	拠点回収	月1回 (1,2月なし)	月1回	※ステーション回収は、月1~4回
プラスチック容器包装	月4回	週1回	拠点回収	月2回	月2回	月2回	月2回	※ステーション回収は、月4回
紙製容器包装	月1回	月1回	拠点回収	月2回	月2回	月1回	月1回 (1,2月なし)	※ステーション回収は、月1回
古紙	月1回	月1回	拠点回収	未実施	未実施	月1回	月1回 (1,2月なし)	※ステーション回収は、月1回
粗大ごみ	可燃・不燃ごみとして収集		規定なし	可燃・不燃ごみとして収集		規定なし	規定なし	可燃・不燃ごみとして収集します
戸別有料回収	有	未実施	未実施	有	未実施	未実施	未実施	実施します

※拠点回収とステーション回収を併存

- ③ 除雪対策事業(除雪体制)について(協議済み)
除雪対策事業(除雪体制)は、現行と変わりません。

- ④ 選挙公報の発行・配布について(協議済み)
選挙公報は新聞折り込みで配布します。市議会議員選挙・市長選挙の選挙公報を発行します。



《商工労働関係》

- ① ファミリー・サポート・センター（仕事と家庭の両立支援）
の運営について（協議済み）

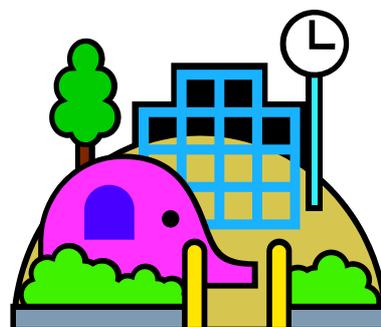
「育児の援助を行いたい人」と「育児の援助を受けたい人」を会員登録し、仕事などの都合で子育てを手伝ってほしい方々を支援するファミリー・サポート・センターの対象区域を新市の全域に拡大します。



《都市整備・建設関係》

- ① 街路灯・防犯灯の維持管理について（協議済み）
各地域で維持管理していた街路灯・防犯灯（公道や生活道路にあるもの）については、新市で維持管理をしていきます。

- ② 街区公園等の維持管理への助成について（協議済み）
地域の人たちの街区公園等の除草や清掃などの維持管理の活動を助成する事業は、新市の全地域を対象として拡充します。



- ③ 都市計画区域について（協議済み）
現在の都市計画区域や富山市および婦中町に定められている市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）は、現行どおり新市に引き継ぎますので、合併に伴い変更されることはありません。
- ④ 道路占用料及び河川・公園占用料（使用料）について（協議中）
各地域の道路や河川、公園に、看板等を設置したり、イベント等を開催する場合に必要な費用については、合併までに富山市の例により統一します。
- ⑤ コミュニティバスの運行について（協議済み）
現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に改めて調整します

《教育関係》

- ① 通学区域について(協議中)
通学区域は、現行どおり変わりません。

- ② スクールバスの運行について(協議中)
スクールバスの運行は、現行どおり変わりません。



- ③ 公立・私立幼稚園就園奨励費について(協議中)
現在の富山市・八尾町・婦中町で適用している基準を例に、
就園奨励費補助制度を新市の全地域を対象として拡充します。